

科学委員会委員及び専門部会委員の委嘱に関する達

平成24年5月14日

24達第2号

改正 平成24年6月 8日 24達第4号

平成26年3月31日 26達第2号

平成28年3月 7日 28達第3号

科学委員会委員（専門部会委員を含む。以下同じ。）の委嘱に関し、その透明性の確保を図るため、以下のとおり遵守事項を定めることとする。ただし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構科学委員会設置規程第8条第3項に基づき臨時委員として出席する専門委員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構専門委員の委嘱に関する要領（平成16年4月1日16要領第5号）に基づき理事長が委嘱する専門委員をいう。）については、「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」において、本達と同等以上の遵守事項を定めていることから、本達の適用を除外する。

科学委員会委員は、薬事関係企業（以下「企業」という。）の役員若しくは職員の職に就いている又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任している場合には、その状況について別紙の様式に従って医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。

また、科学委員会委員は、過去3か年度^(注1)の間の本人又は家族^(注2)の企業からの寄付金・契約金等^(注3)及び注4)の受取状況について、その実績を別紙の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、この内容を速やかに公開する。

注1. 「過去3か年度」とは、別紙の様式による回答の日の属する年度を含めた3か年度とする。

注2. 「家族」は、配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、専門委員本人と生計を一にする者とする。

ただし、以下のいずれの場合も、「生計を一にする者」とみなす。

(1) 家族が同一の家屋に起居している場合。

(2) 勤務、修学、療養等の都合上他の家族と日常の起居を共にしていない家族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 当該他の家族と日常の起居を共にしていない家族が、勤務、修学等の余暇には当該他の家族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの家族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

注3. 「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、科学委員会

委員の委嘱を受ける者が実質的な受取人として使途を決定しうる寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。）等を含むほか、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額、大学の寄附講座設置に係る寄附金が含まれること。また、専門委員と特定企業があらかじめ寄附の約束をした上で、所属機関を介さない特段の理由もなく、非営利団体を介することとした場合には、当該寄附金は申告の対象である寄附金・契約金等に含まれること。

なお、回答の日の属する年度については、保有している当該企業の株式の株式価値（回答時点）も金額の計算に含めるものとする。

注 4. 実質的に科学委員会委員の委嘱を受ける者個人宛の寄付金等とみなせる範囲を回答の対象とし、本人名義であっても学部長又は施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金等を受け取っていることが明確なものは除く。なお、学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取った場合の取扱いは、「学部長あるいは施設長等」と同様に取り扱われること。（本人名義であっても学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取っていることが明確な場合は、自己申告の対象外とする）。

附 則

この達は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成24年6月8日24達第4号）

この達は、平成24年6月8日から施行する。

附 則（平成26年3月31日26達第2号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日28達第3号）

この達は、平成28年3月7日から施行する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 科学委員会事務局 宛

FAX 03-3506-9418

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2

回答票

平成○○年 月 日

- 科学委員会委員 の委嘱を受けるに当たり、以下のとおり回答します。
○ 科学委員会専門部会委員

職名 : △△△△△ 氏名 : ■■ ■■

1 薬事関係企業の役員、職員又は定期的に報酬を得ている顧問等に就いていますか。

就いていません。 就いています。

(※薬事関係企業とは、医薬品（体外診断薬を含む）、医療機器、再生医療等製品又は医薬部外品を製造販売又は製造している企業をいいます。また、顧問等とは、その肩書きによらず定期的に報酬を受けている場合は、これに該当します。)

就いている場合には、次の欄に企業名等を記載して下さい。

企業名 : _____ 職名 : _____ 年間報酬額 : _____

企業名 : _____ 職名 : _____ 年間報酬額 : _____

企業名 : _____ 職名 : _____ 年間報酬額 : _____

2 薬事関係企業からの寄付金・契約金等（※）の受取（割当て）額について、「500万円を超える企業がある年度」がありますか。

（ 年度 ~ 年度） ない ある

「ある」場合には、次の欄に企業名を記載して下さい。

（ 年度） _____

（ 年度） _____

（ 年度） _____

* 欄が不足する等の場合は別紙でも結構です。

(※) 「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員の委嘱を受け

る者が実質的な受取人として使途を決定しうる寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。）等を含むほか、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額、大学の寄附講座設置に係る寄附金が含まれること。また、専門委員と特定企業があらかじめ寄附の約束をした上で、所属機関を介さない特段の理由もなく、非営利団体を介すこととした場合には、当該寄附金は申告の対象である寄附金・契約金等に含まれること。

なお、回答日の属する年度については、保有している当該企業の株式の株式価値（回答時点）も金額の計算に含めるものとする。

委員委嘱後、本回答内容を公表しますので、ご承知おき下さい。
